

障がい学生に対する修学上の合理的配慮申請手続きのご案内 (新規・追加・継続)

本学は、「嘉悦大学におけるバリアフリー支援に関する基本方針」に基づき、修学上の必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を提供しております。

障がい等により修学上の配慮を必要とする場合は以下の案内に従い申請して下さい。

対象となる学生

1. 身体障がい、発達障がい、知的障がい、精神障がい、またその他の心身の機能の障がいを含み、当該障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
 2. 修学上の合理的配慮を希望しているもの
- ※ 学業に向かうこと自体が不調の要因となっている、治療と並行して修学継続は不可能である場合は、主治医に相談の上、治療や休養を優先してください。学業に向かえる状態にないと考えられる場合は面談等を実施の上、合理的配慮の調整を見合わせる場合があります。

申請書類

1. 診断書または障害者手帳のコピー
障がい名、病名が未確定(診断書があっても記載が「〇〇傾向」「〇〇状態」「〇〇の疑い」)の場合や診断書の取得が難しい状況にある場合は、状況確認の面談をさせていただきます。申請時の書類で現在の状況が確認できない場合は、再度診断書の取得を求められます。
2. 合理的配慮申請書(担当者との面談時にお持ちください。)
3. 【任意書類】障がいの状況を示す書類

★障がいの状況を示す書類とは？

検査所見、医療所見、主治医意見書等、診断書または障害者手帳には記載されていない障がいの状況詳細を主治医が記載した書類です。

申請時手元に準備がある場合は添付してください。精神障がいは状態が変化しやすいため每学期主治医意見書を提出いただくこともあります。

合理的配慮提供の流れ

1. 相談申込	授業における配慮を希望する学生、配慮内容について相談したい学生は、相談申込をしてください。 【相談申込窓口】
---------	---

	<p>学生支援センター:edu-sd@kaetsu.ac.jp カウンセラー室:counsel@kaetsu.ac.jp ウェルネスセンター:wellness@kaetsu.ac.jp</p>
<p>2.障がい者学習・生活支援委員会担当者との面談 ※申請前に複数回実施する場合もあり</p>	<p>障がい学習・生活支援委員会の担当者が配慮申請の流れや手続き、必要書類について説明します。 また、障がいの程度や障がいに由来する困りごと、過去に受けていた配慮、希望する配慮内容について話していただきます。 障害者手帳や診断書があればお持ちください。</p>
<p>3. 配慮内容の申請</p>	<p>申請書類(1)・(2)を準備し、担当者に提出してください。 申請から承認までには時間がかかりますので、早めに申請してください。 【添付書類(必須)】 (1) 障害者手帳 または 診断書 (2) 合理的配慮申請書</p>
<p>4.申請の承認</p>	<p>合理的配慮の必要性を障がい者学習・生活支援委員会で審議します。 希望する配慮の承認がおりないこともあります。</p>
<p>5.配慮依頼文書の配付</p>	<p>配慮の内容を授業担当教員に配付します。</p>
<p>6.実施に関する相談</p>	<p>承認後に担当者からご連絡をさせていただきます。 承認連絡を受けたら、授業における配慮について授業担当教員と初回の授業等で挨拶をし、自分の状況を口頭で説明してください。</p>
<p>7.定期的な面談の実施</p>	<p>配慮の必要な状況の変化等について障がい者学習・生活支援委員の担当者と定期的な面談をしてください。</p>
<p>8.振り返り</p>	<p>学期末にて振り返りを行い、翌学期に向けて配慮内容を検討します。「合理的配慮申請書」は学期ごとに提出してください。</p>

合理的配慮に当たらない可能性が高い配慮の具体例

- ・ 成績評価において、評価基準や合格基準の変更すること
- ・ 授業において求められている教育目標を達成していないにも関わらず合格とすること
- ・ 欠席した授業を出席扱いにすること
- ・ 配慮依頼文章配付前に遡って対応や配慮をすること
- ・ 授業の方法や進め方の変更など、他の学生の学習機会が損なわれること

合理的配慮の継続について

- ・ 新規の申請が承認された後、次の学期も合理的配慮を希望する場合は、新たに申請書を提出(継続にて申請)し、障がい者学習・生活支援委員の担当者と面談し、承認を得ることで継続ができる。

嘉悦大学におけるバリアフリー支援に関する基本方針について

- ・ 下記 URL を参照する事
<https://www.kaetsu.ac.jp/about/disclosure/support4/>